

1. 調査研究の背景・目的

平成 16 年 3 月 19 日閣議決定『規制改革・民間開放推進 3 か年計画』に基づき、同年 10 月から各省庁において規制影響分析（Regulatory Impact Analysis。以下「RIA」と言う。）が試行的に実施されることとなった。その後、3 年の試行期間を経て、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令¹の一部改正により、平成 19 年 10 月から、各行政機関が法律・政令によって規制の新設・改廃を行おうとする際、規制の事前評価の実施が義務づけられた。また、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定、平成 19 年 3 月 30 日一部変更）により、事前評価の実施が義務づけられていない規制についても、積極的かつ自主的な取り組みを行うよう努めることが求められている。

今後、我が国において、規制の事前評価を推進するにあたって、我が国に先行して RIA に取り組んできた先進諸外国における取り組みとその実態を把握するとともに、具体的な評価事例を調査・分析することにより、評価の質の確保に有効な方策を見出すことは、有効であると考えられる。

これらを踏まえ、本調査研究では、諸外国における RIA の質の確保に向けた取り組みについて把握・分析した。具体的には、諸外国における RIA の「事前審査」「メタ評価」「モニタリング・事後評価」について整理した。さらに、諸外国において、各省庁が実施した RIA の事前審査やメタ評価を行っている第三者的機関（以下、「メタ評価機関」という。）が、個別の RIA に対して行った指摘内容に着目して事例分析を実施した。

¹ 平成 13 年 9 月 27 日政令第 323 号、最終改正：平成 19 年 4 月 4 日政令第 157 号。